

資料 5 2－1

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3061号)

1 答申書（案）

2 電気通信事業法施行規則の一部を改正する
省令案の概要

3 参考資料

4 新旧対照表

(案)

平成26年1月29日

総務大臣
新藤 義孝 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 印

答 申 書

平成25年12月17日付け諮問第3061号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案の概要

I 背 景

近年、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等のモバイル端末が普及していることに伴い、多くの提供主体が公衆無線LANアクセスサービスを提供するようになっている。こうした状況を踏まえ、無線LANの安心安全な利用や普及のために必要な方策について検討を行うため、総務省において平成24年3月から無線LANビジネス研究会が開催され、平成24年7月には「無線LANビジネス研究会報告書」が取りまとめられた。本報告書においては、今後の無線LAN事業の円滑な遂行に資する観点から、関係者が取り組むべき事項について指摘が行われており、その中で「公衆無線LANサービスについては、時代の変化に応じてサービスの提供形態が多様化しており、必要に応じ、規定の明確化を図る等の観点から、電気通信事業法関連の省令などの関係規定について見直しの検討を行う必要がある」とされている。

今後、公衆無線LANアクセスサービスの利用はさらに進展していき、それに伴い当該サービスの提供主体となる者も多岐にわたることが想定される。本報告書における指摘を踏まえ検討を行ったところ、公衆無線LANアクセスサービスを安心安全に利用できるようにするために、上記のように近年増加しているサービス提供形態においてもその提供に当たって、契約の締結時に提供条件の説明が適切に行われる必要がある。

本件は、以上を踏まえ、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について、情報通信行政・郵政行政審議会に対し諮問を行うものである。

II 概 要

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第26条は、利用者が電気通信サービスの内容を十分に理解した上で契約を締結することを可能とすることによって、契約締結に係る電気通信事業者等と利用者との間のトラブルを防止し、利用者の利益の保護が図られるよう、電気通信事業者等が、契約の締結等に当たり、利用者が最低限理解すべき提供条件を説明しなければならないこととしている。

その対象となる電気通信役務については、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）に規定されており、本件改正は、当該電気通信役務のうち、公衆無線LANアクセスサービスについて、その定義の範囲を拡充するため以下の見直しを行うものである。

(1) 接続される移動端末の範囲の拡充

公衆無線LANアクセスサービスは、これまでモバイルパソコン等による利用が想定されていたが、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等の普及に伴い、当該端末を対象とした公衆無線LANアクセスサービスが広く展開されている状況を踏まえ、接続される移動端末の範囲を拡充し、携帯電話端末等を接続するサービスも提供条件の説明義務の対象とする。なお、本見直しに伴い、他のサービスとの重複が生じる部分については所要の規定の改正を行う。

(2) 設置形態に合わせた設備の追加

公衆無線LANアクセスサービスの形態が多様化し、設備の設置形態によって、現行において規定される設備（端末系伝送路設備（注1））の範囲に含まれないとされる設備（端末設備（注2））を用いてサービス提供が行われる場合がある（注3）。設備の設置形態によって提供条件の説明義務の対象とされないことがないよう、そのような設備を用いたサービスも無線LANアクセスサービスとして説明義務の対象とする。

(注1)

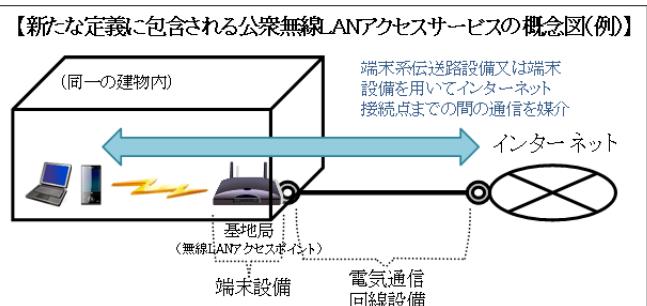
端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備のこと。

(注2)

電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置されるもの。

(注3)

公衆無線LANアクセスサービスに用いられる基地局は、通常端末系伝送路設備に位置付けられるが、同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置する場合には、端末設備として位置付けられることがある。



省令案の概要に関する参考資料

電気通信事業法における利用者保護のための基本的枠組み

法の目的

電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進する。 (第1条)



利用者保護のための基本的ルール

○ 利用の公平

電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない。 (第6条)

○ 提供義務

正当な理由なく役務の提供を拒んではならない。 (※) (第25条)

○ 契約約款の公表・掲示

契約約款を公表するとともに、公衆の見やすいように掲示しておかなければならぬ。 (※) (第23条)

※ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が対象

個別の利用者への対応に関するルール

○ 提供条件の説明

契約締結に際して料金その他提供条件の概要について説明しなければならない。 (※) (第26条)
※ 契約代理店も対象

○ 苦情等処理

業務の方法、役務についての利用者からの苦情等について適切かつ迅速に処理しなければならぬ。 (第27条)

○ 休廃止の事前周知

事業を休止又は廃止しようとするときは、利用者に対し、その旨を周知させなければならない。 (第18条第3項)

違反があった場合の担保措置

○ 業務の改善命令

総務大臣は電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。 (第29条)

※ 業務改善命令に対する違反については200万円以下の罰金

提供条件の説明義務の対象となる電気通信役務の見直し

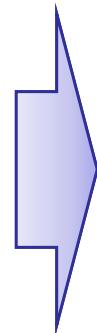
(提供条件の説明)

第26条 電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者は、電気通信役務の提供を受けようとする者（中略）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。

■ 対象サービス(一般消費者向けサービス)(現行)

- 電話及びISDNサービス
- 携帯電話・PHS及び携帯電話・PHSインターネット接続サービス
- インターネット接続サービス
- DSLアクセスサービス、FTTHアクセスサービス、CATVインターネットアクセスサービス
- BWAアクセスサービス
- **公衆無線LANアクセスサービス**
- FWAサービス
- IP電話サービス

(電気通信事業法施行規則第22条の2の2第1項)



■ 公衆無線LANのサービス提供の多様化

- モバイルパソコン等による利用が想定されていたが、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等の普及に伴い、当該端末を対象とした公衆無線LANアクセスサービスが広く展開
- 設備の設置形態の多様化により、公衆無線LANアクセスポイントが端末設備として取り扱われ、サービス提供が行われる場合が存在



提供条件の説明に関するトラブルを未然に防止する必要

国民の日常生活において多用されることが想定される
公衆無線LANアクセスサービスについて、説明義務の対象となる電気通信役務の定義の範囲を拡充



▶利用者が電気通信サービスの内容を十分理解した上で契約を締結できるようにすることにより、電気通信事業者との間のトラブルを未然に防止

電気通信事業法施行規則第22条の2の2第1項第9号の改正

現行規定

利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（前号に掲げるものを除く。）



改正案

利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（第二号、第三号及び前号に掲げるものを除く。）

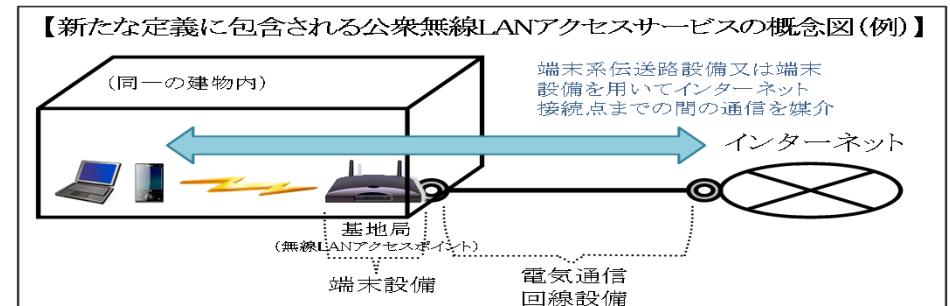
改正概要

（1）接続される移動端末の範囲の拡充

モバイルパソコン等による利用が想定されていたところ、無線LAN機能を搭載したスマートフォン等の普及に伴い、当該端末を対象とした公衆無線LANアクセスサービスが広く展開されている状況を踏まえ、接続される移動端末の範囲を拡充し、携帯電話端末等を接続する公衆無線LANアクセスサービスも対象とする。なお、他のサービスとの重複が生じる部分については所要の規定の改正を行う。

（2）設置形態に合わせた設備の追加

公衆無線LANアクセスサービスの形態が多様化し、設備の設置形態によって、現行において規定される設備（端末系伝送路設備（注1））の範囲に含まれないとされる設備（端末設備（注2））を用いてサービス提供が行われる場合がある（注3）。設備の設置形態によって提供条件の説明義務の対象とされないことがないよう、そのような設備（端末設備）を用いたサービスも無線LANアクセスサービスとして説明義務の対象とする。



（注1）端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備

（注2）電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置されるもの

（注3）公衆無線LANアクセスサービスに用いられる基地局は、通常端末系伝送路設備に位置付けられるが、同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に設置する場合には、端末設備として位置付けられることがある。

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

(提供条件の説明)

第二十二条の二の二 法第二十六条の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号に掲げるもの（付加的な機能の提供に係る役務（一般消費者の利益に及ぼす影響が大きいものを除く。）、主として法人その他の団体が利用者となることが見込まれる役務その他一般消費者の利益に及ぼす影響が特に少ない役務を除く。）とする。

一 (略)

二 携帯電話及び携帯電話端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載した携帯電話端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

一 (同上)

二 (同上)

三 PHS及びPHS端末からのインターネット接続サービス（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端がブラウザを搭載したPHS端末と接続されるものに限る。）及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。）の役務

四～七 (略)

八 (同上)

八 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務であつて、無線設備

(提供条件の説明)

第二十二条の二の二 (同上)

現 行

規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八又は
第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備を用いて提供されるも
の

九 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝
送路設備（その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。）又は電気通
信事業の用に供する端末設備（移動端末設備との通信を行うものに限る。）
を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する役務（第二号
第三号及び前号に掲げるものを除く。）

十・十一（略）

2
6
(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

九 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝
送路設備（その一端が移動端末設備（携帯電話端末及びPHS端末を除く。）
と接続されるものに限る。）を用いてインターネットへの接続点までの間の
通信を媒介する役務（前号に掲げるものを除く。）

十・十一（同上）

2
6
(同上)